

# 町政便り

発行所  
福岡県田川郡方城町役場  
発行人 中野 実  
印刷所 冷牟田印刷合資会社

## 大方城町の建設へ

### 愛町精神の高揚を望む

#### 八月一日、初代倉石町長の式辞

八月一日午前十時「方城町」の誕生を祝して、町内各界代表者の会合が農業会館に於て挙行されました。町会議員初め、町内代表者約二百名が、会場せましとつめかける中に、おそかに君ヶ代が音囀され、初代倉石町長から輝かしい式辞が述べられた。

先にとつて、大方城町を建設しよう。そのため、町民一人一人の、燃ゆるが如き愛町精神の高揚を望んでやまない町長の挨拶に、会場は、しばらく拍手が鳴りつづいた。

思えば、六十有余年、ここに、わが方城村は、方城町となった。感激の瞬間である。

ついで、来賓各位からの祝辞。まず、三菱鉱業所を代表して、白

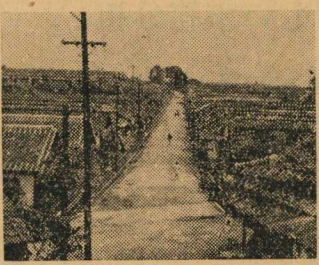


### 町をうるおす 国からの交付金 四倍以上の実績

地方交付税並びに特別交付税は、国から市町村に交付される一種の補助金であり、従って、これが獲得額の多少は、町行政発展に大きく影響することになります。現町長は、交付税の獲得には非常な努力をされ、就任の前年度と比較し、下表に示すような大きな成果を挙げられたのであります。

右の通り、壹千貳百七拾貳万六千円の大金を獲得し、前年度にくらべて、九百六拾万五千円も増加して居り、この実績の示す通り、現町長の格段の努力が雄弁に物語られています。

尚、引きつづいて、昭和三十一年



写真は幹線道路

年別度	区 分	地方交付税	特別交付税	合 計
昭29年度	前松井村長	1,980,000	1,141,000	3,121,000
昭30年度	現倉石町長	6,954,000 (學校施設補助)	4,800,000 972,000	12,726,000
昭29年度 対 比		増 4,974,000	増 4,631,000	差引増加総数 9,605,000

### 地方自治法改正(要旨) 解説

市町村を包括する広域の地方公共団体たる都道府県の地位権能を明らかにし、相互に権限が適合しないよう規定された。(第二項第四項及び第五項)

二、議会に関する事項

1 定例会の回数は、四回以内において条例で定めることとした。(第一〇一条第一項)

2 議会の常任委員会は、条例で人口に町村に於ては、四以内において置くことができるものとする(第一〇九条)

3 委員会の議決中の審査は、議事から付議された特定の事件に限られること。(第一〇九条第五項及び第一〇一条第三項但書)

4 議案の提出及び修正の動議並に懲罰の動議については、議員定数の八分の一以上の賛成又は発議を要するものとする。(第一二二条第二項第一、二、五、六及び第一三五条第二項)

5 議員は当該地方公共団体又はその機関に対して請負をするか又は主としてこれらに対して請負をする法人の役員となることのできないものとする。(第九二条の一)

6 議員は、自己又は近親者の従事する業務に直接の利害関係のある事件が議題となる場合に於ても議事に参与することのできないものとする(第九七条)

三、執行機関に関する事項

1 地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持する為必要があるときは、その機関の組織等について必要な措置を講ずべきことを勧告することが出来る。又組織の変更等の場合は地方公共団体の長に協議をしなければならない。(第一八〇条の四)

2 監査委員の任期は議会の議員の中から選任された者にあつては議員の任期(四年)によるものとし、学識経験を有する者の中から選任されたものにあつては三年とする。(第一九七条)

3 監査委員は、当該地方公共団体が財政的援助を与えているものの会計についても監査を行うことができる。又関係人の出頭、記録の提出等を求めることもできるものとする。(第一九九条第六項、第七項、第一九九条の二)

四、給与その他の給付に関する事項

1 非常勤職に対する報酬は、議会の議員を除き、その勤務日数に応じて支給しなければならないものとする(第二〇三条第一項)

2 議会の議員に対しては条例で、期末手当を支給することができるものとする。(第二〇三条第四項)

3 地方公共団体が常勤の職員に対して支給すべき手当の種類を法定するとともに、職員に対するいかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例によらなければならない旨を明らかにすること。(第二〇四条第二項、第二〇四条の二)

五、財務に関する事項

1 地方公共団体の予算について繰越使用の制度を認めること。(第三六条の一)

2 地方公共団体は法令又は条例に準拠し、且つ予算で定めるところによる場合は、特に議会の議決を得た場合を除く外当該地方公共団体の債務負担の原因となる契約その他の所為をしてはならないものとする(第三九条の一)

3 地方公共団体の長が新たに議人出予算を伴うこととなる条例案等を議会に提出しようとするときは、長、委員会若しくは委員が規則その他の規程を制定若しくは改正しようとするときは、これが為必要な予算措置が講ぜられることとなるまでの間は、行うことができないものとする(第四六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

六、その他

1 行政訴訟の手續に関する規定を整備し、争訟の早期且つ合理的な解決に資する為、地方公共団体の機関の行う地方自治法中の処分について訴願前置の建前によるものとする(第一五五条の三)(総務課)